

◎新潟県告示第1070号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年8月31日

新潟県糸魚川地域振興局長

1 解除に係る保安林の所在場所

新潟県糸魚川市大字山之坊字北ノ2504の15（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県糸魚川地域振興局農林振興部及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。）